

## 毛利元就目次

第一 毛利元就の戦歴  
毛利氏の出自とその発展

元就の嗣立とその環境

郡山籠城戦

大内義隆の出雲遠征と元就

元就と吉川氏・小早川氏・大内氏の滅亡

元就と陶晴賢との関係

元就の隠退の志望と毛利隆元

元就の防長併合

元就の石山本願寺応援

尼子氏の滅亡

幸盛等の出雲潜入  
尼子家再興計画と元就の死  
外交家・戦略家としての元就  
学問・芸芸と元就

元就の信仰

元就の勤皇美績

一家主従の轉達融和と元就

第三 毛利氏勢力の東漸

鳥取のタノモ崩れ

足利義昭の西下と織田・毛利両氏の関係

毛利氏の因幡・備中への進出

足利義昭の西下と織田・毛利両氏の関係

毛利氏の因幡・備中への進出

元就の母と大方殿

元就の夫人妙玖

元就の継室・側室

元就夫人妙寿

吉川元春夫人

小早川隆景夫人

吉川広正夫人

毛利氏と宇喜多・南條両氏

織田氏の山陰経略と吉川経家の鳥

吉川元春と小早川隆景

吉川元長と経言(広家)

鳥取城の戦

吉川経家の最期

高松城の戦

毛利・羽柴両氏の和睦

元就の母と大方殿

元就の夫人妙玖

元就の継室・側室

元就夫人妙寿

吉川元春夫人

小早川隆景夫人

吉川広正夫人

毛利氏と宇喜多・南條両氏

織田氏の山陰経略と吉川経家の鳥

吉川元春と小早川隆景

吉川元長と経言(広家)

鳥取城の戦

吉川経家の最期

高松城の戦

毛利・羽柴両氏の和睦

元就の母と大方殿

元就の夫人妙玖

元就の継室・側室

元就夫人妙寿

吉川元春夫人

小早川隆景夫人

家康・秀吉が範とした「不倒翁」七十五年、波乱の生涯

及川儀右衛門著

マツノ書店

鎌倉時代・吉野時代の小早川氏

足利氏の内訌と小早川氏

大内氏と小早川氏との交渉

小早川氏の興隆とその内訌

応仁の乱と小早川氏

高山城の戦と小早川氏

大内氏の興隆と小早川氏

安芸吉川氏と播磨吉川氏

石見の宮方と安芸吉川氏及び石見

吉川氏

足利直冬の中国経営と吉川氏

直冬の失勢と吉川氏の嚮背

足利氏の内訌と吉川氏

吉川元春と小早川氏

吉川元長と経言(広家)

毛利氏と宇喜多・南條両氏

織田氏の山陰経略と吉川経家の鳥

吉川元春と小早川隆景

吉川元長と経言(広家)

体裁 A5判七〇八頁

上製箱入

予約特価 一〇、〇〇〇円

定価 一二、〇〇〇円 (税込)

三点セット特価

申込ハガキをご覧下さい

予約締切 96年5月末(厳守)

発売 96年6月末(予定)

限定五百部 (番号入)

▼書店には卸しません

マツノ書店

古文書店二二九五

じた己斐豊後守、新里宮内少輔等をしてこれを守らしめ、更に元就が老臣の意見を用ひず、嚴島に築城したことが一大失計たることを告げ、防長勢の嚴島へ渡船せざることを希望する旨陶方に通じた如き（温故私記卷五）、よく寡を以て衆に勝つ有力な原因をなしたものであつた。尼子晴久が一族國久等月山の新宮谷にゐるたいはゆる新宮黨の毛利氏に通することを疑ひ、これを誅滅するに至つたことについても、吉田物語を始め陰徳太平記・温故私記・雲陽軍實記など、みな元就の密書偽造の謀計にかかりそゝの術中に陥つたことを傳へてゐる。その他石見の福屋隆兼が、所領を替へられて心平かならず、つひに尼子方へ内附の志を抱くに至つたが、元就の慧眼早くもこれを洞見し、巧みに隆兼と重臣重富兼雄との間を離間し、隆兼をして重富の一類を誅戮せしめ、以てその羽翼を殺いだから、永祿四年起つて毛利氏に叛くや、空しく敗滅を餘儀なくせらるゝなど、いづれも巧妙に間者を利用したもので、永祿五年尼子征討の師を起し、洗合に陣して白鹿城攻略をはかれる時には、敵人をも唆嘸してこれを間者とし、兵糧給水の二道を探知し、これを遮断してその落城を速かならしめた。されば年次不詳の毛利隆元自筆覺書（毛利家文書七三〇）には、尼子氏と和談成就の曉に於て、一味中の離間、家中の離間などをうけ尼子方より亂されて無力となるべければ、むしろ現状維持を以て可とすべく、『雲には只今之砌を仕直し候はゞ、人質も縁邊も入ましく候、大勝を仕候やうにあるへき迄候事』と言つてゐるが、

當時の和睦乃至反間利用の實狀を物語ると共に、かくの如き己の欲せざる所を他に施したこと暗示するもので、つまり間はざるに間者を用うる事を自ら語つてゐる。

毛利氏の軍律として傳へられるものに、毛利元就同隆元連署軍法書（毛利家文書六一三）、毛利元就自筆軍法書（同六一八）などがある。前者は未だ陶晴賢と絶たず、藝州諸城を攻略せる時代のもので、次のやうに定められてゐる。

#### 條々之事

一動かけ引之儀、其日／＼の大將の背<sub>ニ</sub>下知<sub>ニ</sub>候て仕候者は、可<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>不忠<sub>ニ</sub>候、縱何たる高名、又遂<sub>ニ</sub>討死<sub>ニ</sub>候共、忠節不可<sub>レ</sub>立事

一小敵、又は一向敵も不<sub>レ</sub>見時、ふかく行候て、敵少も見え候へは、其時引候、以外曲事候、於<sub>ニ</sub>以後、さ様仕候する者、可<sub>レ</sub>放<sub>ニ</sub>被官<sub>ニ</sub>事

一敵を追候て出候はん時も、分きりを過候て出候はん者は、是又面目うしなはせ候はん事、縱忠候共、不可<sub>レ</sub>立事

一事極候而、こらへ候はん所を、退候はん者をば、一番に退足立候する者を、被官可<sub>レ</sub>放事

一所詮、其時之大將、次には時之軍奉行申旨をそむき候する者は、何たる忠成共、忠節に立ましき